

第3節 行政訴訟事件の概要

1 概況

全労委が交付した命令に対し、令和元年中に新たに地裁に行政訴訟が提起されたものは18件で、このうち、都道府県労委が交付した初審命令に対するものは6件（労働者側提起1件、使用者側提起5件）、また、中労委が交付した再審査命令に対するものは12件（労働者側提起6件、使用者側提起6件）である。

その結果、前年からの繰越しを含めた係属件数の総数は70件で、このうち都道府県労委関係は34件（地裁15件、高裁10件、上告提起4件、上告受理申立て5件）、中労委関係は36件（地裁21件、高裁9件、上告提起2件、上告受理申立て4件）である。

また、終結件数の総数は39件である。このうち都道府県労委関係事件は19件で、終結区分別にみると、判決・決定が15件（地裁7件、高裁4件、上告1件、上告受理申立て3件）、取下・和解が4件である。一方、中労委関係事件は20件で、終結区分別にみると、判決・決定が19件（地裁8件、高裁6件、上告2件、上告受理申立て3件）、取下・和解が1件である（第17表及び巻末統計表第10-1表参照）。

第17表 行政訴訟新規提起状況

（単位：件）

年		27	28	29	30	元
労委	労	5	1	2	1	1
	都道府県労委使	5	7	13	7	5
	計	10	8	15	8	6
中労委	労	4	1	5	1	6
	使	5	9	11	4	6
	計	9	10	16	5	12
計	労	9	2	7	2	7
	使	10	16	24	11	11
	計	19	18	31	13	18

判決・決定事件は、次のとおりである。

地裁

番号	区分	事 件 名	労委名	裁判所名	事件番号	提起者	結 果	判決・決定 年 月 日
1	◎	昭和ゴム外 2 社	中労委	東京	29(行ウ)195 29(行ウ)264	使 労	棄却	H31. 2. 14
2	●	高槻市	大阪	大阪	29(行ウ)125	使	一部取消	H31. 2. 20
3		大乗淑徳学園	中労委	東京	29(行ウ)505	使	棄却	H31. 2. 21
4		大乗淑徳学園（緊急命令申立）	中労委	東京	30(行ク)174	委	緊急命令申立 認容	H31. 2. 21
5		文際学園	中労委	東京	30(行ウ)165	使	棄却	H31. 2. 28
6		ジェイウェーブ外 1 社	中労委	東京	29(行ウ)445	労	棄却	H31. 3. 22
7		九州商船	長崎	長崎	29(行ウ)16	使	棄却	H31. 3. 26
8		更生会	中労委	東京	30(行ウ)161	使	却下 棄却	H31. 3. 27
9		西日本旅客鉄道	広島	広島	30(行ウ)16	労	棄却	R1. 5. 8
10		札幌明啓院	北海道	札幌	30(行ウ)40	使	棄却	R1. 10. 11
11		サンブラザ	大阪	大阪	30(行ウ)2	使	棄却	R1. 10. 30
12		サンブラザ	大阪	大阪	30(行ウ)194	使	棄却	R1. 10. 30
13		祐愛会(その 2)	中労委	東京	30(行ウ)566	使	棄却	R1. 11. 28
14		祐愛会(その 2)（緊急命令申立）	中労委	東京	元(行ク)207	委	緊急命令申立 認容	R1. 11. 28
15		国際基督教大学	中労委	東京	30(行ウ)209	労	棄却	R1. 12. 16
16		アルファクラブ株式会社外 1 社	福島	福島	31(行ウ)2	使	棄却	R1. 12. 17

高裁

番号	区分	事 件 名	労委名	裁判所名	事件番号	提起者	結 果	判決・決定 年 月 日
17		ナンセイ/島正建設	大阪	大阪	30(行コ)124	使	棄却	H31. 3. 14
18		日本放送協会（名古屋駅前センター）	中労委	東京	30(行コ)322	使	棄却	R1. 5. 15
19	☆	日本郵便（晴海郵便局）	中労委	東京	31(行コ)10	委	全部取消	R1. 7. 11
20*	◎	昭和ゴム外 2 社	中労委	東京	31(行コ)93	労	棄却	R1. 8. 1
21		札幌交通	北海道	札幌	31(行コ)3	労	棄却	R1. 8. 2
22*		大乗淑徳学園	中労委	東京	31(行コ)63	使	棄却	R1. 8. 8
23*		文際学園	中労委	東京	31(行コ)84	使	棄却	R1. 8. 8
24*		更生会	中労委	東京	元(行コ)142	使	棄却	R1. 10. 24
25*		九州商船	長崎	福岡	31(行コ)14	使	棄却	R1. 10. 31
26*		西日本旅客鉄道	広島	広島	元(行コ)15	労	棄却	R1. 11. 22

最高裁

番号	区分	事 件 名	労委名	裁判所名	事件番号	提 起 者	結 果	判決・決定 年 月 日
27		福岡教育大学	中労委	最高裁	30(行ヒ)382	使	不受理	H31.1.29
28	☆	高槻市	大阪	最高裁	30(行ヒ)458	使	不受理	H31.3.5
29	▲	文政学園	大阪	最高裁	31(行ツ)5 31(行ヒ)5	使	棄却 不受理	H31.4.23
30	◎	大阪市（チェック・オフ廃止）	中労委	最高裁	30(行ツ)382 30(行ヒ)442	使	棄却 不受理	H31.4.25
31		ダイシン物流	中労委	最高裁	31(行ツ)78 31(行ヒ)90	使	棄却 不受理	R1.6.7
32*		ナンセイ/島正建設	大阪	最高裁	元(行ヒ)201	使	不受理	R1.8.20

(注)

- 番号に＊を付した事件は、「2 判決の概要」の同一年内の下級審において一括説明したものを示す。
- 区分に付記した記号は、以下のとおり。
 ◎ 中労委の「主な命令」に係る事件を示す。
 ● 労働委員会命令が全部取消された事件、又は全部取消した下級審判決が上級審において維持された事件を示す。
 ▲ 労働委員会命令が一部取消された事件、又は一部取消した下級審判決が上級審において維持された事件を示す。
 ☆ 労働委員会命令が取り消された後、当該下級審判決が上級審において取消ないし破棄自判により、労働委員会命令が支持された事件を示す。
- 緊急命令申立があった事件の決定内容は、「2 判決の概要」の地裁の基本事件において一括説明した。